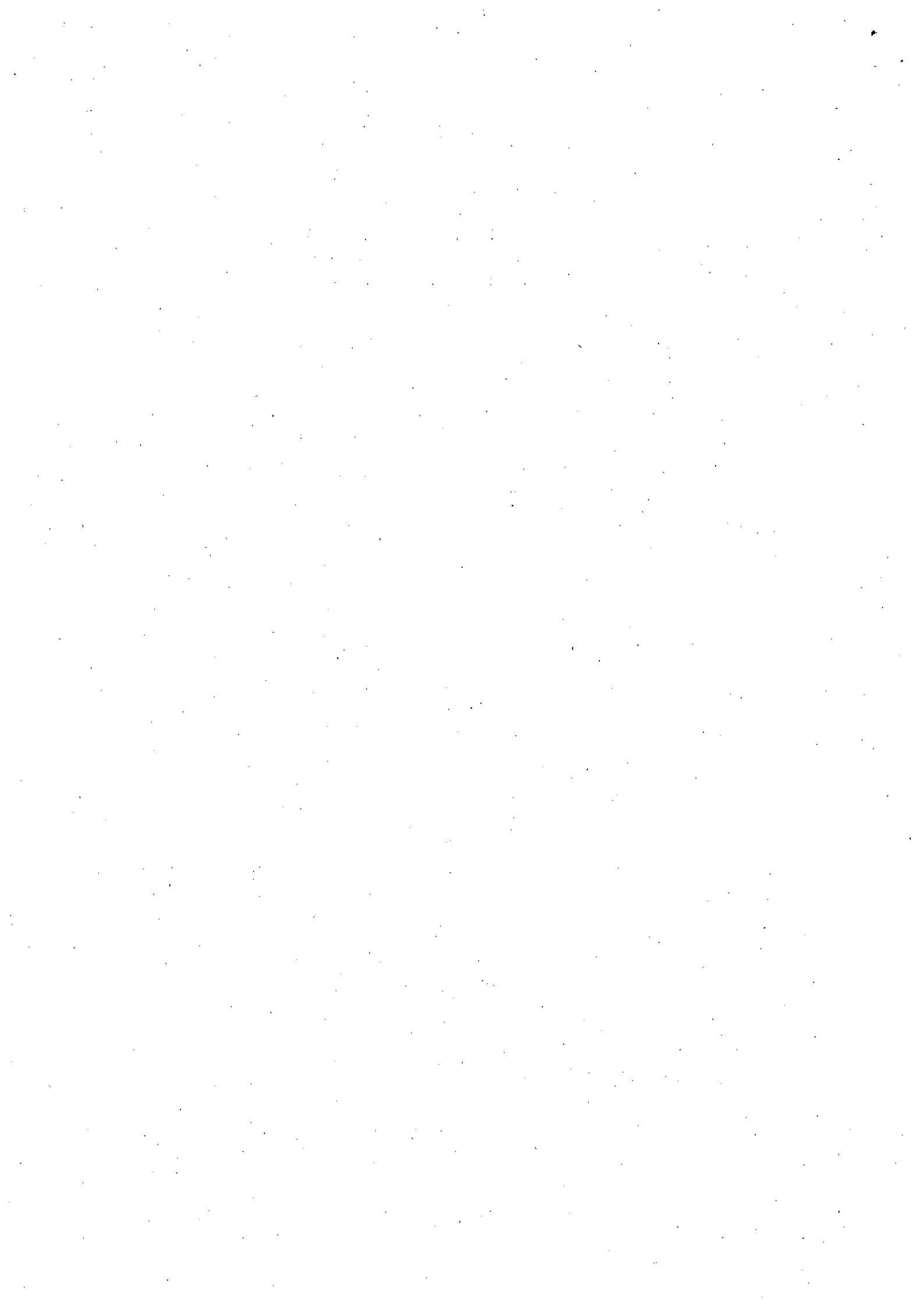


第32号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正条例	1
2 改正理由	1
3 改正案の内容及び施行期日	1
4 新旧対照表	2

こ ども 部

令 和 2 年 2 月



## 1 改正条例

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

## 2 改正理由

長崎市においては、保護者の経済的負担の軽減を図り、私立幼稚園への就園を奨励するため、長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下、「補助金」という。）として、私立幼稚園の園児の入園料及び保育料について、私立幼稚園が世帯の所得状況に応じて減免する場合に補助を行ってきたが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私立幼稚園の園児の入園料及び保育料は施設等利用費として給付されることとなったため、令和元年度をもって補助金を廃止することとした。

補助金の交付にあたっては「長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、市外からの転入世帯の所得状況調査における添付書類を省略するため個人番号を利用した税情報の照会を行ってきたが、補助金の廃止に伴い、税情報の照会を行う必要がなくなることから、個人番号の利用事務として定められていた「私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務」を廃止し、本条例を改正するもの。

## 3 改正案の内容及び施行期日

### (1) 改正案の内容（第3条）

補助金の廃止に伴い「私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務」について、個人番号を利用する事務から削除するもの。

### (2) 施行期日

令和2年4月1日

4 新旧対照表

改正前（傍線部分は改正部分）	改正後（案）（傍線部分は改正部分）																				
<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年7月17日 条例第24号</p> <p>第1条から第5条まで（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="119 1019 786 1216"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>個人番号を利用する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td><u>(14) 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて市長が別に定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="119 1323 786 1709"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>個人番号を利用する事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td><u>(14) 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて市長が別に定めるもの</u></td> <td><u>地方税関係情報又は福祉関係情報であつて市長が別に定めるもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	<u>(14) 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて市長が別に定めるもの</u>	機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報	市長	<u>(14) 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて市長が別に定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は福祉関係情報であつて市長が別に定めるもの</u>	<p>○長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年7月17日 条例第24号</p> <p>第1条から第5条まで（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="834 1019 1501 1216"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>個人番号を利用する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="834 1323 1501 1491"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>個人番号を利用する事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関	個人番号を利用する事務	市長	<u>(削除)</u>	機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報	市長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
機関	個人番号を利用する事務																				
市長	<u>(14) 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて市長が別に定めるもの</u>																				
機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報																			
市長	<u>(14) 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であつて市長が別に定めるもの</u>	<u>地方税関係情報又は福祉関係情報であつて市長が別に定めるもの</u>																			
機関	個人番号を利用する事務																				
市長	<u>(削除)</u>																				
機関	個人番号を利用する事務	特定個人情報																			
市長	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																			